

「八王子市議会基本条例素案」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集期間

平成 25 年 4 月 15 日～平成 25 年 5 月 15 日

2. 意見の募集方法

直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

3. 意見提出者及び内訳

意見提出者 22 人（意見数 70 件）

方 法	直接持参（意見交換会）	郵送	ファクシミリ	電子メール
人 数	1 人	1 人	11 人	9 人

4. 項目別意見数

前文	10 件
第1章 総則	4 件
第2章 市民との関係	34 件
第3章 市長等との関係	6 件
第4章 議会の運営及び体制	10 件
第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬	1 件
第6章 最高規範性及び見直し手続	3 件
その他全般	2 件
計	70 件

5. 御意見と市議会の考え

■前文について（10件）

件数	寄せさせた御意見	八王子市議会の考え
1	<p>議会は憲法にのっとり、憲法を守り活動するということに一切触れられていないことに違和感を覚えます。憲法との関係をしっかり載せるべきだと思います。</p>	<p>（憲法との関係について）</p> <p>日本国憲法第93条は議会と議員について定めています。また、憲法第99条は憲法尊重擁護義務を議員に対して課しており、議会は憲法にのっとり、憲法を守ることは基本です。前文では、明確に記載していませんが、「地方自治の本旨に基づいた」において、憲法を遵守する立場を明らかにしていますので、素案通りとします。</p>
2	<p>前文は、多様な民意を的確に市政に反映させるためには、一層議論を通して論点を明らかにし、とありますが、具体的な方法や条文はありません。議会関係条例等で制定するのですか。</p>	<p>（具体的なルールについて）</p> <p>議会基本条例は、あくまで八王子市議会の基本方針を明示したものであり制定の背景や、決意、ねらいを示すものです。具体的なルールは関係例規で決めていきます。また、議論を活発にし、論点を明らかにしていくための工夫の一例として第8条で、多様な方法で質問出来る事を定めています。</p>
3	<p>私は、本来の地方自治はそこに暮らす市民の顔が見える市政だと考えます。しかし、現実には平成の大合併により行政からは市民の顔が見えなくなっていると思います。生活圏の違いは地域格差を作り出していると思います。前文は、地域のことは地域において責任を持って云々議会の果たすべき役割の重要性は云々と明記していますが、大合併が作り出した弊害を改善していく基本条例としては、抽象的な文言が多く、具体性に欠けると思います。</p>	
4	<p>今なぜ「議会基本条例」なのでしょう？ 最高規範としての存在になる条例を作る理由が「市民の皆さんにより身近でより開かれた議会をめざします」では、今までそういう気持ちでいなかったのでしょうか？と疑問を抱いてしまいます。これまでの諸規定で非常に欠けた点や不足があったのであれば明らかにしてください。</p>	<p>（議会基本条例策定目的）</p> <p>八王子市議会は今までも、より開かれた議会となるべく、様々な改革を行ってきました。しかし、議会改革に終わりはありません。政策立案や議員間の十分な討議、市民参加の点では改革すべき課題もあるという意見も有ったことから、このような認識を踏まえて、より一層の改革を行っていく決意を示したものです。</p>

5	<p>素案前文に関して ※「多様な民意」が生活圏によって明らかにされるような表現をしています。この捉え方は正しくありません。</p> <p>市民一人ひとりが市政に対する意見を持っています。この部分の再考をお願いします。</p>	<p>(多様な民意について)</p> <p>ご指摘を受けとめ、「市民一人ひとりが多様な意見を持っている」と修正していきます。</p>
6	<p>「地域主権型社会を実現する」としていますが、総務省のホームページによると「地域の住民一人ひとりが考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う『地域主権』」となっています。このような考え方は、国や都及び市が果たすべき責任をあいまいにしたいと思います。あえて、文言を使うならば前段に国民に一義的に責任を負うのは国であり、地方自治体であることを明記してください。</p>	<p>(地方分権について)</p> <p>ご指摘を受けとめ「地域主権」という表現は削除し、団体自治と住民自治の根幹をなす「地方自治の本旨」と明記し修正していきます。</p> <p>地方分権に、慎重なご意見として承りました。一方で、地方自治の本旨に基づいて定められた地方自治法等において、地方分権が進められてきた経緯があります。地方自治法第1条以下、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る事を基本とし、同時にその行政において自主性、自立性を十分発揮できるように、国と地方の適切な役割を分担していく事が定められています。その自主性、自立性を高めていく為には、より一層の地方分権を進める必要があるという意見もあります。</p>
7	<p>「地方分権時代を迎え」という用語や「地域のことは地域において責任を持って決定する地域主権型社会を実現するため」という用語が用いられていますが、「地方分権」や「地域主権型社会」の用語は、削除すべきです。</p> <p>憲法の統治機構は、基本的人権の保障に奉仕するものであるとされており、とくに憲法第25条以下の社会権保障のために、国と地方自治体の積極的な施策を義務づけています。この福祉国家理念は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」(憲法第25条第2項)という規定にある通り、社会福祉・社会保障等の責任を国に課し、国が基準を定めて常に増進に努め、そのための財政責任を負うことが基本とされています。近時「地方分権」や「地域主権」という用語で展開される施策は、しばしば国の基準設定や基準向上や財政負担の責任を後退させ、地方自治体の権限拡大とともに地方自治体に過大な事務負担・財政負担を強いることがあり、住民の福祉の実現の観点からは、このような用語を用いるべきではありません。たとえば、「社会福祉・社会保障についての国の責任を前提としつつ、地方自治の本旨にしたがった地方自治体の運営に資する地方議会の役割を果たすため」などの表現にすべ</p>	<p>上述の点を踏まえてよりふさわしい表現を検討させていただきます。また、「地方自治の本旨」の「団体自治」基本原理は、「地方公共団体」という、国から独立した自治体の存在と、その自治権が保障され、運営されなければならないというものであり、ご指摘のように、国への提言等を通じて、国の責任を果たすことを求めるという事ではないと考えます。</p>

	<p>きであると考えます。これとあわせて、「国への提言等で国がその役割と責任を果たすことを求めること」「主権者としての住民の意思を尊重し多様な住民意思の十分な反映をはかること」等を、団体自治と住民自治の具体化の基本原則として、前文に盛り込むべきです。</p>	
8	<p>八王子市議会でも、他の自治体での取り組みが進んできている議会基本条例制定の必要性が議論されるようになってから、かなり時間はたったものの、ここにきて議会基本条例案が市民に示されたことは大きな前進と言えます。これまで八王子市議会では、議会運営委員会として、議会基本条例をテーマに先進自治体を視察し、議会改革を進めてきた議員たちの生の声を聞いてきた経緯があります。その先進自治体の条例としては、栗山町や会津若松の議会基本条例があると思いますが、こうした自治体の条例内容と八王子の議会基本条例を読み比べてみると、若干温度差があるような気がします。せっかく八王子市議会として議会改革を進めていく機運が高まっているのですから、市民がこの条例を読んだ時に、そのことがしっかりイメージできるよう、前文や目的にも、しっかりと議会改革への思いや手法がわかるように触れていった方がいいと思います。市民の福祉の向上と市政の発展は当然のことであり、これを進めていくために、市民に開かれた議会をつくる。そして、そのためには、市民への情報公開と、市民参加をしっかりと進めていくということをぜひ前文にも目的にも盛り込んでほしいと思います。二元代表制の再確認、議会の透明性、多様な市民意見の反映、論点の明確化という原則に基づき、議員間の討論、一問一答の質問形式、議会報告、市民及び議員が情報及び意見を交換する懇談会等といった具体的手法について条文中で触れられ、これまでの議会活動とは違う新しい活動を規定しているところもあり、この点では、大いに前進を感じるころです。こうした手法が条文中に盛り込まれたことを考えると、市民に開かれた議会として市民参加や市民への情報提供について積極的な取り組みがされていくことを大いに期待しま</p>	<p>(市民に開かれた議会について)</p> <p>より開かれた透明性の高い議会運営を行う必要があるという認識に立っている事を、前文の中で明記しています。</p>

	<p>すが、しかし、これまでの議会の場面で、市民から求められてきた市民参加や情報公開についても、改善に果たしてつながっていくのか、それともこれまで通りなのかは、条文を読む限りは全く明確ではないと思います。</p>	
9	<p>公平性・公正性をもっと強調すべきと思います。</p>	<p>(公平性・公正性について) 公平、公正に議会運営、議員活動を行うことは大前提です。</p>
10	<p>● 3ページ、第3段落1行目 「二元代表制の下で…」⇒ 「二元代表制（市議会議員と市長）」の下で ● 4ページ 下から5行目（ほか） 「議会の議決事件…」⇒ 「事件」を「事案」または「案件」に置き換える。（法律用語としては定着している、一般的に、市民は「事件」といえば「殺人事件」などを連想して、イメージがよくない）</p>	<p>(用語の表記について) 二元代表制については、逐条解説の中で簡単に解説しています。よって素案の通りとします。「事件」という用語ですが、法律用語としての定着性を勘案し、素案の通りとします。</p>

■第1章 総則 [第1～3条] (4件)

件数	寄せさせた御意見	八王子市議会の考え
第1条 (目的)		
1 1	「議会の役割は住民への情報公開と、住民参加の政策立案等である」と明示する。	(議会の役割について) 議会の役割は「市民福祉の増進及び市政の発展に寄与する」ことです。住民への情報公開、住民参加、政策立案は、議会が最善の意思決定をするための責務と認識し、第2条に規定しましたので、素案通りとします。
1 2	議会とは何か、議員とは何かについては、地方自治法に詳細な規定があり、多数決原理が定められていますが、あえてこの条例の総則に「合議制」という表現を盛り込むことは、いたずらに多数決を行うのではなく、十分な調査研究や市民意見の反映をふまえ、活発な討議を保障し、とくに少数意見についても尊重しようという趣旨であると理解されます。このような「合議制」ということの意味する内容を、明らかにすべきであると考えます。	(合議制について) 「合議制」については、逐条解説の中で触れています。
1 3	代表制をとっているとはいえ、自治の主役はあくまでも市民です。市民にとって重要な問題は住民投票によって決めるべきだと思います。第2・3・4条を見ても市民はわき役にすぎないという印象を持ちます。重大な問題に対しては、住民投票によって直接決定できるようにしてください。	(住民投票について) 住民投票については、議会基本条例の作成審議過程では議論がされていません。住民投票については、別途検討するべきと考えます。今後の重要な課題として受けとめ、素案通りとします。
第2条 (議会の活動原則)		
1 4	議員は市民の声の代弁者であることを条例そのものに載せるべきだと思います。	(市民の声の代弁者であることについて) 第3条で「市民の代表者」、同条第1号で「市民の意見を的確に把握するよう努めること」とし、市民の代弁者として自覚し行動することを定めていますので、素案通りとします。

■第2章 市民との関係 [第4・5条] (34件)

件数	寄せさせた御意見	八王子市議会の考え
第4条 (市民参加及び意見の把握)		
15	市民の声を直接聞く場が1回だけ、夜の一時間半だけというのは、あまりにも少なく、本当に声を聞く気があるのか疑ってしまいます。	<p>(基本条例に関する市民意見把握について)</p> <p>市民との意見交換会は、十分な時間とは言えない中、たくさんの意見を出していただきましたので、パブリックコメントとともに条例案を練り上げ、今後の運用の参考にさせていただきます。</p> <p>パブリックコメントは市が行うものと同様に1ヶ月の期間を設けました。22人の方から70件のご意見をいただき、議会基本条例策定特別委員会で真摯に検討させていただきます。</p>
16	「八王子市は広い市域を有し、多様な生活圏と意見が存在する」というの、その通りだと思う。それなのにこういうもっとも大切な条例についての意見交換会が、なぜ1回しか開かれないのでしょうか。せめて、「市長と語る会」なみに開催場所を増やし、いろいろな人たちが参加できるさまざまな時間帯の設定が必要なのではないでしょうか。一番身近な地方議会基本条例策定特別委員会に関心を持ってもらうことが、市政をよくすることにつながると思うので、これからもぜひ機会を持ってほしい。また、パブコメの期間も短すぎます。大切な条例だけに、内容の周知徹底にはもう少し力を入れて欲しいし、パブコメ等の意見集約にも力を入れて欲しい。	
17	議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。」とありますが、具体的にどのような頻度で、どのような形で行なわれるかの明記がありません。市民の意見をより広範に聴取し、双方向の議論を市の行政・議会運営に生かしていこうとする姿勢がうかがえない点が非常に残念です。市議会活動については、議会を終える度ごと、あるいは年に数回定期的に市民向けの報告会や意見交換会を設ける必要があるのではないのでしょうか。より具体的な明示を求めます。	
18	パブリックコメント、アンケート調査等を実施し、結果の公表と政策への適切かつ誠実な反映を図ること。	

19	<p>八王子市には、ボランティア団体が多く、市の行政の手の届かないところに手弁当で補完していることは、尊敬に値する。しかしながら手弁当では、長期的な活動には限界を伴う。労働力、知的提供に対する何らかの対価を考慮し、条例に反映して貰いたい。</p>	<p>(市民参加への対価の考慮について)</p> <p>議会基本条例は議会活動に関するものであり、ご意見は本条例の範囲外のものと考えます。</p>
20	<p>第4条市民参加については、ぜひ積極的に市民の声を受け、市民の参加がすすむ条例にして欲しいと思います。「必要に応じて」という曖昧な表現ではなく誰がどのように決めるのか明確に盛り込むべきだと思います。</p>	<p>(「必要に応じて」の規定について)</p> <p>どの問題について、どのような手法を用いて市民意見の把握を行うかは、あらかじめすべてのパターンを想定することは不可能と考えますので「必要に応じて」としたものです。</p>
21	<p>議会報告会については、市民に向けて丁寧に行われるべきだと思います。報告会については、議会終了後に必ず行う、もしくは、その実施を義務付けるべきだと思います。</p>	<p>(議会報告会及び意見交換会について)</p> <p>議会報告会及び意見交換会の回数を明記するよう複数の方からご意見が寄せられましたが、テーマや規模、回数について、より効果的な開催の仕方について検討が必要なため「必要に応じて」とさせていただきます。</p>
22	<p>議会基本条例の要ともいえる議会報告会と意見交換会ですが、開催回数が定められていません。当然議会終了後に毎回行われると思いますが、条例の中に議会終了後に毎回開催する旨を明記してください。</p> <p>また、八王子市は広いのでなるべく近くで開催される必要があると思います。何カ所で行うかまでは書き込めないとしても、複数の場所で行うことも明記してください。</p> <p>開催のしかたも重要です。なるべく意見交換がしやすい規模で行ってください。会の進行についてですが、市民が進行している事例もあります。進行役を市民がやるという方法も考えてください。</p>	<p>なお、第11条第3項に定める委員会による懇談会等の開催においても、柔軟かつ機動的な市民意見の把握に努めていきたいと考えています。</p>
23	<p>議会の報告会については、議会終了後に実施することとして義務づけること。又、ニュータウンエリアの市民は八王子市民という意識も薄く、けれども問題点は多くあります。議会の議論を知ってもらうためにも巡回して行うこと、土日開催を行うなど条文の中に盛り込んで欲しい。</p>	

24	<p>・2号について：市民による政策提案として、請願・陳情等を誠実に審査すること。請願については、市民に請願主旨を発言する場を保障すること。また、陳情等についても同等の機会を設けること。</p> <p>・4号について：前3号に掲げるもののほか、市民は議会に対し八王子市に関する政策提案を提出することができる。議会は政策提案等を所管する委員会を設け、適切かつ誠実にこれを審査しなければならない。当該委員会は、市民の政策提案に対し市民の発言の場を保証すること。</p>	<p>(請願等について)</p> <p>請願と陳情について複数のご意見をいただきましたので、まとめてお答えいたします。</p> <p>請願が憲法上認められた国民の権利であることは認識しています。そのうえで、地方自治法が「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」(第124条)とし、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」(第109条第2項)と定めていることを受けて対応していきたいと思います。</p>
25	<p>陳情の取扱いはどのようになっていますか？他の自治体では、請願等同様な扱いになっているところもあると聞きます。八王子市議会においても、陳情をしっかりと委員会で審議できるように条例に書いて下さい。</p>	<p>八王子市議会において、請願提出者の発言機会について現行では提出者の希望があった場合、委員会に諮って同意を得た後、休憩をとって発言の機会及び質疑の時間を設けることとなっており、提出者の発言の機会の重要性は十分認識しています。</p>
26	<p>請願等を審査としているが、直接市民の声を聞く場を作って欲しい。</p>	<p>また、請願等を適切かつ真摯に受け止めて審査する旨も含めて、ご意見を重く受け止めて対応していきます。</p>
	<p>前文について述べたのと同様、主権者としての住民の意思の尊重ということを明記すべきです。「請願」を「市民による政策提案」と位置付けているようですが、「請願」は憲法上の権利です(憲法第16条)。したがって、それにふさわしく、真摯に受け止めて審議し、採否の結論や理由や各議員の賛否は市民に対してわかりやすく説明すべき旨を明記すべきです。</p> <p>「陳情」もしばしば行われますので、これに準じた取扱いの基本原則を明記すべきです。</p>	<p>陳情について、かつて地方自治法第109条第4項において常任委員会で審査するとの規定がありましたが、上記の通り改正されています。八王子市議会決定事項においては陳情の取り扱い方法について「①陳情は議長において処理することを原則とする②請願書の例により処理するものについて、③本会議へ上程しない陳情書の基準」を定めています。具体的には「陳情書の写しを所管の常任委員等に参考配布し、その旨を陳情者に連絡する」が、「議長が必要と認めたものは、議会運営委員会に諮り、本会議に上程する」こととなっており、請願と同様委員会付託を行い審査するとしています。</p>
27	<p>市民が参画し、市民の意見を市政に反映させる気持ちが行政側に本当にあるならば、市民が議会を傍聴するだけでなく、傍聴している市民に意見、提案を発言する機会を与えるべきであり、形だけの市民参加型は意味がなく、寧ろ虚しい。日本の官僚にありがちな形だけの行政でよしとする方策はとって欲しくない。市民の提案をとり入れる仕組みづくりを条例に盛り込んでもらいたいと同時に市民が請願する折に市民が説明する権利、責任を条文化してもらいたい。</p>	<p>一方、本会議へ上程しない陳情書の基準は、「ア 内容が簡易な</p>
28	<p>「請願等」と一括表記するのではなく、請願、陳情、政策提案を審議すると個別に丁寧に示すべきだと思います。例えば、近くの多摩市では、請</p>	

	願、陳情以外に政策提案として提出できることが明記されています。先行事例でいいものは取り入れて欲しいと思います。	もの、及び趣旨がすでに実現しているような陳情 イ すでに結論が出ているもので、再度、同趣旨の内容で提出された場合（事情の変更があった場合を除く） ウ 意見書・決議を求めるもの（公的機関からの要請も含む）は、会派代表者に写しを配付する」と定めて処理してきました。
29	市民による政策提案として、請願等を審査すること。とありますが、請願や陳情だけでなく、市民から直接、政策提案、提言を受ける回路がないのは問題ではないでしょうか。議員や会派等を通じてだけでなく、市民個人、市民団体、NPO 等からも、政策の提案・提言を行えるようにすべきと考えますし、そうしたものを議会として積極的に議論していただきたいと思います。	いただいたご意見を検討する中で、陳情を請願の例にならって委員会で審査した直近の例が昭和60年までさかのぼることから、この間の陳情の取扱いに課題があったとの認識にいたり、今後陳情の審査機会の拡大に向け、条文の通り「市民による政策提案として」審査を行うための検討を行っていきます。
30	市民の請願・陳情の審査の際、市民が(請願者・陳情者)意見を述べる場を設けることが必要であり、逐条解説に付記しておくべきである。市民の請願・陳情の趣旨が正しく理解され、受け取られるためには質疑応答の場が市民の権利として設定されることが望ましいと考えるから。	(市民による政策提案について)
31	<p>請願者の趣旨説明は市民の権利として認めるべきです。</p> <p>現在は委員会が認めれば委員会を閉じて行うことはできますが、申し出があれば必ずできるとはなっていません。請願者の権利として、申し出があれば必ず請願説明はできると明記してください。</p> <p>・政策提案について</p> <p>多摩市の議会基本条例では第6条の2に市民が請願、陳情のほかに政策提案等を提出することができると明記してあります。</p> <p>八王子市でも議会基本条例ができると聞いて、請願ではなく政策提案が出るようになると期待していました。ところが、八王子市の条例素案では多摩市の第6条の1と同じように請願等を市民による政策提案として審査することという条項はありますが、政策提案のしくみがないことになりました。</p> <p>請願を提出するには紹介議員が必要で、誰が紹介議員になるかでその請願に色がつくように思われます。また、例え、請願等を市民の政策提案として受け止めて審議されても、市民としては政策提案として受け止めても</p>	<p>また、請願や陳情とは違う政策提案の仕組みについてのご提案は、他市の実例があることは承知しておりますが、現時点では時期尚早と判断し、今後の請願及び陳情の審査事例などを通して検討していきたいと考えています。</p>

	<p>らうのではなく、政策提案として提出したいのです。多摩市のように政策提案のしくみを明記してください。</p> <p>他市では、請願の他にも陳情の審査もある対象を広げること。また市民からの政策提案の審議も盛り込むこと。</p>	
3 2	<p>例えば、請願・陳情は住民による政策提言であり、提案者の意見を必ず聞くべきです。また住民や、NPO法人との意見交換会や、議会主催の一般会議などはできないのでしょうか。また議会報告は、文書だけでなく、公開報告会を設けることも必要と思います。</p>	
3 3	<p>たとえば、委員会審議での市民の請願趣旨説明について、これまでの議会では、趣旨説明ができるときとできない時がありました。今後の議会の中で、請願の趣旨説明を市民が行いたい場合は委員会に諮らなくてもできるようにしていくのか、やはり委員会で諮って決定するのかは条文を読む限り明確ではありません。議会と市民との意見交換をすることが新たな手法として今回盛り込まれていますが、このことと、議会の審議でも市民参加を保障することとは、また別のことだと思います。議会の審議の中で市民参加をきちんと保障するという点で、条文の中で、もっと踏み込んだ形できちんと表現してほしいと思います。</p>	
3 4	<p>八王子市議会基本条例素案を興味深く読みました。結論として、(1)多様な民意(56万人超)を的確に市政に反映させる。(2)透明性の高い議会運営を行うとして、二代表制の下での執行機関へのチェック機能と政策の立案・提言を行うことは、大いに賛成します。重要な事案(例えば北西部幹線や、物流センターなど)は、十分な情報公開の下で住民投票を実施することも考えた方がよいと思います。ともあれこの素案には賛成です。</p>	<p>(住民投票について)</p> <p>住民投票については、議会基本条例ではなく、市民参加条例など別の条例の枠組みで検討すべきと考えます。</p>

第5条（情報公開及び説明責任）	
3 5	すべての会議をインターネット中継するようにして下さい。
3 6	中継は本会議だけのようですが、委員会についても中継してください。
3 7	原則公開とする限り、非公開もあると考えられます。非公開とする場合の条件を具体的に明示すべきだと思います。何故ならば、非公開とする条件の明示は前文で示す、透明性の高い議会運営にとって必要だと考えるからです
3 8	議会や委員会での討議には、通常かなりの量の資料が添付され、資料を検討しないと、何を議論しているのかもわかりません。議会・委員会の公開と共に、資料の公開をすべきと思います。

（すべての会議のインターネット公開について）
 現在、本会議はインターネット中継を行っていますが、委員会のインターネット中継を行うためには複数の委員会室にカメラを設置するなど予算を必要としますので、今後の検討課題とします。

（会議の公開について）
 地方自治法第115条において、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」と規定しています。
 この場合「議会の会議」は本会議を指すとされていますが、八王子市議会では常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を公開の対象とし、傍聴もできます。八王子市議会では過去本会議を秘密会とした例はなく、委員会を秘密会とした事例は、個人情報を取り扱ったケースなど数例しかなく、例外中の例外と言えます。

（文書非公開の基準の明示について）
 八王子市情報公開条例において議会は実施機関の一つとして定められています。条例には情報公開請求に対して、個人に関する情報など非開示とする場合について詳細に定めています。議会基本条例において、非公開とする情報を例示することは適切でないと考えます。

（資料の公開について）
 現在、本会議傍聴者には議事日程、一般質問や会派代表質疑の発言通告一覧表を、委員会傍聴者には審査順序・方法、請願審査の際

		<p>は請願文書表を配布、その他委員会審査のための議案や報告事項の資料は閲覧用として2部を傍聴席に用意しています。また、予算や決算の委員会審査の際は、傍聴席で閲覧できるよう予算書及び決算書を用意しています（総括質疑では10部、分科会審査では5部ずつ）。議員と同様の資料をすべて傍聴者に必ず配布することは困難です。市長の提出した予算・決算議案の資料や条例設定・改正の議案は、市のホームページで閲覧することができます。ホームページに掲載されない報告事項や委員会で配布された資料は、市側に請求していただくともコピーを入手できます（実費負担）。</p> <p>本会議及び委員会で配布された資料は、議会が保有する文書として公開対象としておりますので、閲覧は可能です。</p> <p>上記の通り現在ホームページ掲載していない資料のインターネット公開については、どの情報を掲載するか今後検討していきます。</p>
39	<p>市議会において、これからどんなことが審議される予定であるかについて、具体的内容をできるだけ早めに公開してください。こんな重要なことが議会で審議されていたのかと後からわかるようでは困ります。</p>	<p>（審議内容の早期公開について）</p> <p>定例会における市長提出議案が議会に送付されるのは、招集告示日（開会の1週間前）となっています。</p> <p>市長は、定例会の招集に当たって、記者会見で主要な提出議案を公表し、その資料はホームページに掲載されます。議案そのものは市議会定例会開会日にホームページに掲載されます。</p> <p>議会日程や一般質問、代表質疑の発言通告内容は、市議会ホームページに掲載しています。</p>
40	<p>各種委員会の傍聴制度は、公開の面からも当然ですが、傍聴者に対する資料（委員と同じ）の配布と委員会の許容範囲で一定の文書発言を認めるなど、より開かれたものとする努力を期待します。</p>	<p>（傍聴者の発言について）</p> <p>地方議会は、憲法に基づき、「代議制」をとっています。議会で議論し、決定をすることは、選挙による市民意思が反映された議員及び議会構成によって行われるべきものです。したがって、委員会</p>

		傍聴者一般に発言もしくは文書発言を認めることは適当ではないと 考えます。
4 1	現在、各議案について、議員の方一人ひとりがどのような賛否をとった のかがよくわかりません。以前居住していた自治体では広報等で明記され ていました。広報や HP 等で個々の議案について、賛否議員の名前を公表す べきです。	<p>(議案に対する賛否を議員個人ごとに公表することについて)</p> <p>議会運営委員会での検討を経て、議案に対する賛否は会派ごとに 示し、議決の結果についてお知らせしています。「議会活動に関す る情報公開を徹底する」とした本条文の規定に基づき、議会だより の編集上の工夫及びホームページ掲載などにより、ご意見の趣旨が 実現できるよう努力していきます。</p> <p>(一般質問の質問者と内容を個別に明らかにすることについて)</p> <p>八王子市議会は、一般質問について第1回定例会を除き、質問者 総数の制限を設けていないため、多くの議員が一般質問を行いま す。議会運営委員会で掲載について検討してきましたが、紙面の制 約があり、すべての一般質問について質問者氏名及び内容を紹介す ることができないとの結論に至り、現在のような編集となっております。 今後の掲載に向けては、市議会だよりのページ数や発行回 数を増やすなどの対応が考えられますが、その場合には予算の確保も 必要となりますので、どのような形で対応できるか検討していきま す。</p>
4 2	現在の市議会だよりでは、誰がどんな質問や提案を市議会で行っているの か全くわかりません。自分が一票投じた人がどんな活動をしているのか知 っておく必要があります。また、他の議員がどんな考えであるかも知って おく必要があると思います。一般質問の質問者名や議決の賛否は個人名で わかるような紙面にしてください。	
4 3	第 5 条の情報公開のところで広報活動の充実に努めることとなっていま す。しかし、以前(7・8年)では、一般質問をした個人の議員名と質問 内容をした個人の議員名と質問内容が「議会だより」に掲載されていたも のが、しなくなったことは広報活動の充実にあたりません。私たちは、議 員個人に一票投じています。その議員が議会でのどのような活動をしてい るのか、しっかりと知る必要があります。個々の議員の議決賛否の公表とと もに、一般質問の内容と議員名の明記を議会だよりで知らせて下さい。	
4 4	議会広報の編集にあたり、各議員の質問内容を明記すべきである。各議 員がどんな活動をし、考え方をしているのかわかり難い。現広報の編集 は議会を正確に伝えていない。議会広報の役割を明確にすることが必要。 ホームページや CATV を見る機会のない市民にとって広報の役割は大きく、 現在の広報では不十分である。	
4 5	多くの市民に議会の議論を知ってもらうためにも、市議会だよりには議 員の発言要旨(特に一般質問)を名入りで掲載すべき。	
4 6	「市議会だより」は市民が最も手軽に市議会の様子を知ることのできる情	

	<p>報手段です。しかし一般質問者の氏名や、議決の賛否が個人名で報告されていません。自分が投票した議員が議会の中でどのような意思表示をしているのかは、市民が最も知りたい情報のひとつです。「市議会だより」による議会報告に、個人名を明らかにするように明文化すべきと思います。</p>	
47	<p>市民から選ばれた議員がどのような発言をしているのか明確にわからない。議案に対する判断も含め、個人の議員がどのような発言をしたかがわかるような議会便りの形式にしてほしいとの要望が市民から出されてきたと思いますが、現状としては、議会全体での議論がわかるものの、個々の議員がどのような発言をしているのかは、わからない議会便りのままです。もちろん、議会便りでは、議会全体での議論や争点ができるようになることが大切だと思いますが、さらに、自分たちが選んだ議員がどのような発言をしているのかがきちんとわかるように情報提供することも市民の知る権利を保障する点で重要だと思います。一般質問をしない議員が、一般質問をする議員だけ名前が載るのは不公平だというような論理で個人の発言を取り扱わないような流れができてきて、現状のような形の議会便りになっているとすれば、市民への情報公開という点で、逆行しているでしょう。市民への情報公開の点からも現状の議会便りのあり方は、見直すべきだと思います。この点について、どう変わっていくのか条文を読む限りはわかりませんが、ぜひ具体的取り組みとして改善を進めてほしいと思います。</p> <p>条例では、議会便りやホームページ等で、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めるとありますが、議会便りやホームページはすでに手法としては取り組んでいるので、今後そこがどうさらに充実していくのか、もっと条文の中で充実に努めることがわかり、期待できるような文章を明記してほしいと思います。</p>	
48	<p>市議会広報やHPで個々の議案の賛否について、議員一人一人の名前を明記し、公開するべきと思います。</p>	

■第3章 市長等との関係 [第6条―第9条] (6件)

件数	寄せられた御意見	八王子市議会の考え
第6条 (議決事件の拡大)		
49	<p>前文において二元代表制をうたい、執行機関に対する監視をうたい以上、議会の権限として、何らかの具体的な内容を市長等との関係で明記すべきです。</p> <p>議決事件は、重要な計画等について「追加・拡大することができる」とするのみで、市長等との関係で議会にどのような権限を付与すべきなのかの検討は不足しています。</p>	<p>(議決事件拡大の具体化について)</p> <p>現状では、具体的な拡大対象について議会としてまだ合意ができておらず、列挙すべき段階に来ていないため、今後検討を重ねていきます。</p>
第7条 (政策等の形成過程の説明要求)		
50	<p>政策立案過程をできるだけ透明化することが必要と思います。市長提案の政策については、政策形成過程の説明責任をより具体的に決めるべきと思います。特に、代替案の検討は必須ではないかと思えます。</p> <p>政策評価を入れる。</p> <p>政策の検証をして初めて、将来の政策に生かせると思います。範囲や方法については検討を要しますが、執行後の政策評価をすることを明確化したらいいと思います。</p>	<p>(議会による政策評価の明確化について)</p> <p>議員が質疑を行う場合や議案の賛否を表明する場合に政策評価は常に表裏一体のものと考えています。議会が機関として政策評価をまとめるにあたっては、ご意見にも「範囲や方法について検討を要します」とされておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
51	<p>政策形成過程の説明要求は、主権者である住民に代わり執行機関をただす権限として、評価できるものだと考えます。ただし、議会のこの権限に対する市長等の対応の責任は、「速やかに対応するよう努める」というものに過ぎず、実効性が乏しいので、住民自治の観点から、市長等の説明責任を明記すべきであると考えます。</p>	<p>(市長等の説明責任の具体化について)</p> <p>政策形成過程として明らかにすべき内容は逐条解説でお示ししており、「検討した他の政策案等の内容」が代替案に当たると考えています。</p> <p>「努めるものとする」とした市長の責任が不十分ではないかのご意見ですが、この条例は議会について定めたものです。「努めるものとする」と規定したにもかかわらず、市長等が議会の求めに応じないようなことが</p>

		<p>あれば、議会として問題にしますし、「対応しなければならない」とする表現でないからと言って市長等の責任が減じられるとは考えておりません。</p>
<p>第8条（質疑・質問の方式）</p>		
5 2	<p>多様な質疑質問形式は評価できるものと考えますが、文書質問を明記すべきであると考えます。</p>	<p>（文書質問について）</p> <p>法令では文書質問は禁止されておらず、東京、北海道、神奈川、長野、石川、徳島などが会議規則に文書質問を規定しています。議会における論議は言論によるものであり、質問は口頭によることが原則であり、文書質問は補完的なものとの立場から本市議会は、規定してきませんでした。今後、調査・研究していきます。</p>
<p>第9条（定例会の会期及び回数）</p>		
5 3	<p>議長は市長による専決処分が最小限になるような議会運営に努めるものとするがありますが、専決処分事項に当たるものは、災害など予め予想できるものは列記すべきだと思います。</p>	<p>（専決処分事項の列記）</p> <p>解説にお示ししたように、議会が成立しないときや、特に緊急を要するため議会を開催する時間的余裕がないときに市長の判断で処理できることとしたのが専決処分です。特に緊急を要する場合がどのような時か、あらかじめ条例の中で列記することは難しく、列記したもの以外は認めないとするのも適切ではないため、条文に専決処分事項を列記することはふさわしくないと考えます。</p>

■第4章 議会の運営及び体制 [第10条―第15条] (10件)

件数	寄せられた御意見	八王子市議会の考え
第10条 (議会の運営)		
5 4	<p>議会や委員会が公平で自由な議論をつくることや適切な運営を行うことは当然のぞましいことですが、一般的な理念を述べるのみで、そのための実効性のある規定は乏しいものとなっています。少なくとも「努める」という規定は不明瞭なので、いずれも削除すべきであると考えます。</p>	<p>(「努める」規定について) 貴重なご意見として、参考にさせていただきます。</p>
5 5	<p>さらに、議会や委員会での討議には、通常かなりの量の資料が添付され、資料を検討しないと、何を議論しているのかもわかりません。議会・委員会の公開と共に、資料の公開をすべきと思います</p>	<p>(資料の公開について) ※ No.36 回答再掲</p> <p>現在、本会議傍聴者には議事日程、一般質問や会派代表質疑の発言通告一覧表を、委員会傍聴者には審査順序・方法、請願審査の際は請願文書表を配布、その他委員会審査のための議案や報告事項の資料は閲覧用として2部を傍聴席に用意しています。また、予算や決算の委員会審議の際は、傍聴席で閲覧できるよう予算書及び決算書を用意しています(総括質疑では10部、分科会審査では5部ずつ)。</p> <p>議員と同様の資料をすべて傍聴者に必ず配布することは困難です。市長の提出した予算・決算議案の資料や条例設定・改正の議案は、市のホームページで閲覧することができます。ホームページに掲載されない報告事項や委員会で配布された資料は、市側に請求していただくとコピーを入手できます(実費負担)。</p> <p>本会議及び委員会で配布された資料は、議会が保有する文書として公開対象としておりますので、閲覧は可能です。</p> <p>上記の通り現在ホームページ掲載していない資料のインターネット公開については、どの情報を掲載するか今後検討していきます。</p>

第12条（会派）		
56	<p>●14 ページ、1 行目 （全体の文意を誤読する恐れがある） 「…構成し、活動する団体」⇒「…構成し活動する団体」</p> <p>●14 ページ、解説 1 行目 「1・2 会派の結成…」⇒「1・2 会派の結成…」</p>	<p>（用語の表記について） 貴重なご意見として、参考にさせていただきます。</p>
57	<p>会派についての根拠規定は円滑な議会運営のための協議・調整のために必要なものと考えますが、少数会派や会派を形成しない議員の活動を不当に制約してはならない旨を明記すべきであると考えます。</p>	<p>（会派について） 八王子市議会では、会派についての規定は交渉団体として3人以上としています。自治体としての規模が比較的大きく、現在の議員定数も40名となっていることから、会派間の議論の調整や、円滑で合理的な議会運営に資するよう、基本的な政策や理念が一致する議員で構成する会派制を取り入れています。</p> <p>本市議会では、本会議での議案に対する会派代表質疑の発言時間は、大会派・小会派の区別なく等しく行うことができ、一般質問の発言時間も全議員が等しく行われています。</p> <p>また、質疑は委員会中心で行われており、全ての議員は4つの常任委員会のいずれかに所属し、そこで質疑を行うことができるほか、議案についての賛否の討論が本会議場で認められています。</p> <p>しかし、議会内でも本会議での議案に対する会派代表質疑ができないことや、会派代表者会へオブザーバーとしての参加となっていることに対する問題が提起されています。</p> <p>一人会派については、今なお賛否が分かれており、議会全体で一致するにいたっていません。頂いた意見を含め、今後の課題として受け止め、検討していきます。</p>
58	<p>会派については、一人会派も認めることを明記して欲しいと思います。</p>	
59	<p>円滑な議会運営に必要かもしれないが、だからといって多数が押し切るような形にして欲しくない。少数意見も同様に尊重して欲しい。（選挙では個人に投票するのだから）</p>	
60	<p>会派は、1人以上の議員で構成できるものであることを明記すべきと考えます。</p>	
61	<p>この規程では、会派に所属しない議員の立場が不明確である。議会運営への参加は会派所属の有無に拘らず保障されるべきである。市民は議員選挙では個人名で投票し、会派名を選ぶわけではない。政務活動費が各議員に交付されることから一人会派にもこの規程を適応するように明記すべき。明記しない場合は削除すべきである。</p>	
62	<p>他の自治体では、一人会派を認めている所もあるのではないかと思います。基礎自治体の議会では党派で考えをまとめるというより、個人の考えを大事にしてもいいのではないかと思います。</p> <p>議会基本条例ができて議会報告会や意見交換会を行う中で、議案の</p>	

	<p>賛否が党派のイデオロギーで分かれるわけではなく、会派の必要性を感じなくなったということも聞かれます。</p> <p>会派主義だと会派を組まないと言言の機会も制限されることから便宜上の会派を組むことにもなりかねません。会派代表質疑もできませんから。会派を組まない議員は、会派代表者会ではオブザーバーなので意見は言えず、この会派代表者会で議会の議案審議等の流れがきまることもあり、議員の権利として不平等な扱いです。一人会派を認めて、自由な議論ができるようにすべきです。</p>	
6 3	<p>議員ひとりひとりの発言を認めるべきです。会派に属さない議会運営についての発言や、代表質疑の権利がないのは不平等です。一人会派を認めるべきです</p>	
6 4	<p>会派の問題ですが、一人会派を他の自治体では認めています、八王子市議会では認めていません。たとえ会派を形成できなくても選挙されて選出された議員は、市民の信託を受けており、会派を形成できないことで、不利になって十分意見表明ができないとすれば、多様な市民意見の反映ができないこととなります。少数意見をも考慮し、市民にとって最大の利益になる、福祉の向上になることが大切であり、こうした視点から、この一人会派の取り扱いについても、さらなる検討が必要だと思います。</p>	

■第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬 [第16条—第18条] (1件)

件数	寄せさせた御意見	八王子市議会の考え
第17条 (議員定数)		
65	<p>定数は、市民の多様な意見の市政への反映の観点から、地方自治法の56名に近づける必要があります。とくに前文にもある通り、八王子市は市域が186.31㎢と広大であり、579,853人という多数の市民が在住している(平成24年4月1日現在)のに、議会定数が40名と少ないため、議員1人あたりの面積は4.65775㎢、議員1人あたりの人口は14496.325人となっています。</p> <p>いずれの指標からも、都内の市では、主権者である市民の声がもっとも届きにくい議会となっています。こうした実情を直視するなら、住民に開かれた議会を目指すなら、すでに規定されている理念等だけでなく、広大な市域の多数の市民の声を議会としてくみあげて市民の福祉を向上させるためには、現在の定数では不足ではないかを検討すべきであると考えます。</p>	<p>(議員定数について)</p> <p>議員定数の在り方に対しての貴重なご意見として、受け止めていきます。</p>

■第6章 最高規範性及び見直し手続 [第19条—第21条] (3件)

件数	寄せさせた御意見	八王子市議会の考え
第19条 (最高規範性)		
66	<p>第19条は、議会基本条例は、議会における最高規範と定め、議会は、議会に関する他の「議会基本条例等」を制定、又は改廃する場合はこの条例に反してはならない。とあります。</p> <p>※ 現行の「議会基本条例等」は、基本条例に反するものはないのか、ないとするならば、誰がないと判断したのか、曖昧です。</p> <p>※ 基本条例の策定に当たって現行の議会関係条例を許容する範囲で策定しているのか。基本条例と現行の議会関係条例等の関係が極めて曖昧です。</p> <p>※ いま基本条例策定の必要性、例えば、基本条例前文は、議会と議員の活動原則、議会と市民の関係、議長と市長その他執行機関との関係を明らかにしとありますが、これらの原則や関係で市民にとって不利益が発生したことや発生する恐れがあったのか、あったならば内容を具体的に明かし再発防止を図るべきだと思いますが条文は極めて曖昧だと思います。</p>	<p>(最高規範性について)</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>他の議会関係条例と整合性が取れるように、全体を整えていきます。</p>

第20条（見直し手続）		
67	「必要に応じて…」を削除し、年限を設け（例えば3年毎）の見直しを行うこと。また、第三者評価機関を設け、評価を受けること。当該機関には、市民の参加枠を設けること。	（見直し手続について） 議会基本条例の見直しにつきまして、年限を設けると共に、市民や有識者を含めた評価、見直しをする手法を検討していきます。
68	「議会は、この条例の目的を達成されたかどうかを、必要に応じて検証を行うものとする。」との記載があるが、誰が（例えば、しがらみのない市民を参加させた第三者機関の設立を要望する。）検証するのか不明確である。又、検証の手続き、検証の方法及び不正に実施している場合の罰則規定まで作らないと、最高規範としての意味及び価値がない。「仏作って魂入れず」のやり方では、最早、国際社会には通用しない。	

■その他（2件）

件数	寄せられた御意見	八王子市議会の考え
69	議会の本店はどこに置くのですか。市の喫緊の課題は、役所の旧市街地に片寄って、ニュータウンの方々に疎外感を生んで、市政に対して協力を取り付けられない状況ですね。役所、議会をみなみ野か柚木に移して、誰もが市政に参加出来るようにしたいですね。第2条1項に市長その他の執行機関の事務執行について監視とありますが、最近事務職の方々がのさばり、技術職の人材不足が甚だしいですね。これから、直下型の地震に備えて、ライフラインの構築に精をださなければならないのですよ。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
70	政治倫理条例を規範とすることは当然のものと評価できます。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。